

証券コード 4978  
(発送日) 2025年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2025年6月2日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号  
株 式 会 社 リ プ ロ セ ル  
代表取締役社長 横 山 周 史

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://reprocell.co.jp/ir/information/shareholdersmeeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4978/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「リプロセル」又は、「コード」に当社証券コード「4978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日のご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時  
（午前9時より受付開始）
2. 場 所 横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル 7階 リディア  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎本株主総会終了後、同会場にて事業説明会の開催を予定しておりますので是非ご出席くださいますようご案内申し上げます。
- ◎ご出席される株主様向けのお土産をご用意がございませんので、あらかじめご了承ください。

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループが中核技術とするiPS細胞技術は、山中伸弥教授によるヒトiPS細胞の樹立以降、世界中で研究が活発化し、近年では病態解明や再生医療への応用など、実用化に向けた研究開発が加速しています。希少難病の患者由来iPS細胞を用いた病態解明や新薬候補の治験進展が報告される一方、加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷などを対象とした臨床研究や治験も進められています。

このような背景のもと、当社グループはiPS細胞技術を活用する事業を「研究支援事業」と「メディカル事業」の2つのセグメントに分け、推進しています。研究支援事業は、iPS細胞を病態解明や創薬研究に応用することを主軸とし、短中期的な収益基盤を構築しています。一方、メディカル事業では、ステムカイマル、iPS神経グリア細胞製品、TIL療法、GPC-1 CAR-T療法の4品目を中心とする再生医療等製品の研究開発、再生医療等製品の受託製造、臨床検査サービスを手掛けており、中長期的な成長の柱と位置付けています。

研究支援事業は、大学、公的研究機関、製薬企業などを顧客とし、研究試薬、細胞、iPS細胞作製受託サービス、細胞測定機器等を提供しています。研究用途のため医薬品のような製造販売承認が不要であり、新技術を比較的短期間で事業化し収益化できる点が特長です。当社グループは、iPS細胞技術を中心とした幅広い「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を有し、競争優位性の高い製品・サービスをグローバルに展開することで、安定的な収益確保を目指しています。

メディカル事業で開発を進める再生医療等製品は、上市に向けて臨床試験を実施し、製造販売承認を取得する必要があるため、研究支援事業に比べて事業化には時間を要します。しかし、日本では2014年の法改正により、再生医療の産業化に適した環境が整備されました。特に、薬機法に基づき、安全性が確認され有効性が推定される再生医療等製品に対して条件・期限付き承認を与える制度は、早期の実用化を後押しします。2024年3月に厚生労働省が公表した関連ガイダンスにより、この承認制度の運用基準が明確化され、患者への新たな治療機会をより早期に提供することが期待されています。経済産業省の報告書によれば、再生医療産業のグローバル市場規模は2030年に約17兆円に達すると予測されており、極めて

大きな成長が期待される分野です。当社グループは、この成長市場において、革新的な再生医療等製品パイプラインの開発に経営資源を重点的に投入し、アンメットメディカルニーズに応えることで、企業価値の最大化を目指します。

当社グループは、短中期的な収益基盤である研究支援事業と、中長期的な成長ドライバーであるメディカル事業を両輪とすることで、持続的な成長を実現してまいります。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,978百万円（前期比22.7%増）、営業損失は130百万円（前期409百万円の損失）、経常利益は45百万円（前期比12.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は103百万円（前期31百万円の損失）となりました。

セグメント別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

a. 研究支援事業

当社グループは、大学や公的研究機関、製薬企業等の研究所を顧客として、研究試薬や細胞などの研究用製品、iPS細胞作製やゲノム編集などの受託サービスを提供しています。最先端技術を集約した製品・サービスを通じて、画期的な新薬や治療法の開発を支援しています。

近年、製薬業界では、動物愛護やヒトと動物の種差による結果の相違といった課題から、「動物実験からヒト細胞実験へ」のシフトが加速しています。この流れは、新薬開発プロセスの大幅な短縮と、より有効性の高い新薬開発を可能にすると期待されています。特にヒトiPS細胞は、このシフトの中心的存在として注目されており、例えばアルツハイマー病患者由来のiPS細胞を用いることで、病態解明や新薬開発が加速することが期待されます。

当社グループは、RNAリプログラミング技術、ゲノム編集技術、各種細胞への分化誘導技術といったヒトiPS細胞に関する世界最先端の技術プラットフォームを保有しています。また、医療機関からがん細胞やヒト組織を調達できる広範なネットワークも構築しており、これらを統合した「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」により、「動物実験からヒト細胞実験へ」の移行を先取りした事業を展開しています。具体的には、研究試薬製品、iPS細胞を用いた病態モデル細胞作製サービス、ヒト生体試料のバンキング・提供、ヒト組織を用いた新薬の薬効薬理試験サービスなどを提供しています。

さらに、自社開発品に加え、他社製品の導入・代理店販売にも積極的に取り組んでいます。ドイツのナニオンテクノロジーズ社製電気生理学的細胞測定機器、フランスのインターサイエンス社製微生物検査用機器、同じ

くドイツのイノメ社製ライブイメージングシステムなど、多様な研究機器を取り扱っています。これら機器と当社グループの細胞・試薬を組み合わせ、顧客に総合的なソリューションを提供しています。

今後も、研究支援事業のポートフォリオを積極的に拡大し、新薬開発の効率化や革新的治療法の発展を支援することで、安定的な収益基盤を強化してまいります。

この結果、売上高は2,414百万円（前期比16.1%増）、セグメント利益は621百万円（前期比39.4%増）となりました。

#### b. メディカル事業

再生医療分野では、ヒト体性幹細胞やヒトiPS細胞の臨床応用を目指した研究が世界中で精力的に進められており、将来的に再生医療等製品がグローバルで巨大産業へ成長することが見込まれています。特に、無限の増殖能と多分化能を持つiPS細胞は、有効な治療法のない難病に対する画期的な治療法となる可能性を秘めており、その臨床応用に大きな期待が寄せられています。iPS細胞の臨床応用における主要課題は安全性の確保ですが、当社グループは高品質で臨床応用に最適なiPS細胞を作製するRNAリプログラミング技術を開発・保有しています。この技術的優位性を活かし、iPS細胞等の早期臨床応用を実現すべく、以下の事業を強力に推進しています。

メディカル事業では以下の事業を推進しております。

##### (a) 体性幹細胞製品ステムカイマル

ステムカイマルは、台湾のSteminent Biotherapeutics Inc.（以下、ステミネント社）が開発した脂肪由来の間葉系幹細胞製品です。当社は、日本国内における脊髄小脳変性症を対象とした独占的商業ライセンス契約を締結しており、関連特許も国内で成立しています。

脊髄小脳変性症は、小脳・脳幹・脊髄の神経細胞変性により、歩行障害や嚥下障害などの運動失調を引き起こす原因不明の希少疾患です。ステムカイマルは、症状進行の抑制効果が期待され、点滴投与のため患者への侵襲性が低い治療法です。

日本国内で実施した第II相臨床試験（2020年2月投与開始、2022年5月完了）では、全被験者で重篤な有害事象は認められず、安全性が確認されました。有効性については、主要評価項目であるSARAスコア\*において、実薬群のスコア上昇が自然歴と比較して抑制される傾向が確認されました。さらに、ベースライン（投与前）スコアが11以上の部分集団では、ベースラインから52週目までのスコア変化量において、実薬群がプラセボ群に比べ統計的に有意な改善を示しました（P値=0.042）。

また、ステミネント社が台湾で実施した第II相臨床試験でも、安全性に問題はなく、SARAスコア上昇抑制やベースラインスコアが高い部分集団での改善効果が確認され、日本での試験結果を裏付けるものとなりました。2024年11月には、ステミネント社が厚生労働大臣より再生医療等製品の外国製造業者として認定を受け、当社による国内での製造販売承認取得に向けた要件の一つが満たされました。

本製品は2018年12月に希少疾病用再生医療等製品に指定されており、開発費助成（最大50%）、優遇税制、優先審査等の支援措置の対象となっています。当社グループは、これらの結果と指定メリットを活かし、脊髄小脳変性症に苦しむ患者様へ一日も早く新たな治療選択肢をお届けできるよう、製造販売承認申請の準備を進めています。

\* SARAスコア：脊髄小脳変性症の症状評価に広く用いられる指標。歩行、立位、会話、指先運動などを総合的に数値化（0～40点）。症状悪化に伴いスコアが増加。

#### (b) iPS神経グリア細胞製品

当社グループは、iPS細胞から神経グリア細胞を作製し、各種神経変性疾患に対するiPS細胞再生医療製品としての研究開発を進めています。現在、非臨床試験（動物実験）を実施中です。

ALSモデルラット（ALS病態を再現したラット）を用いた実験では、iPS神経グリア細胞投与群において、非投与群と比較して運動機能低下が有意に抑制される結果を得ました。また、投与したiPS神経グリア細胞がラット体内に長期間生着し、運動神経を活性化していることも確認されています。

これらの有望な非臨床データを基に、ALSを対象とした臨床試験の早期開始に向けた準備を加速してまいります。

#### (c) 腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法（TIL療法）

TIL療法は、患者自身のがん組織から腫瘍浸潤性リンパ球（TIL）を採取・体外大量培養し、患者へ再投与する養子免疫療法の一つです。1980年代より米国を中心に進行悪性黒色腫に対して実施され、高い治療効果が報告されており、奏効率は約7割、完全奏効率は約2割とされ、完全奏効例の多くは再発しないことが知られています。2024年2月には、転移性メラノーマを対象としたTIL療法が、固形がんに対する初の細胞免疫療法として米国FDAに承認されました（薬価：515,000ドル）。

当社は2023年6月、慶應義塾大学医学部産婦人科学教室と「先進医療B（進行子宮頸がんに対する骨髄非破壊的前処置および低用量IL-2を用いた短期培養抗腫瘍リンパ球輸注療法の第II相臨床試験）」におけるTIL製

造法の技術移転に関する共同研究契約を締結し、技術移転を完了しました。TIL療方は高度な培養技術を要するため、実施可能な施設は世界でも限られています。

2024年11月には、慶應義塾大学で本先進医療が再開され、当社が製造したTILを用いた2例目の患者への投与が実施されました。今後、2026年までに計10名を対象に実施される予定です。

当社グループは、本臨床試験におけるTILの受託製造と並行し、TIL療法を当社グループの再生医療等製品パイプラインの柱の一つと位置づけ、事業化を推進しています。2024年10月には、TILの新規培養法に関する新たな共同研究契約を慶應義塾大学医学部産婦人科学教室と締結し、技術基盤の強化を図っています。

#### (d) グリピカン1・キメラ抗原受容体T細胞療法（GPC-1 CAR-T療法）

キメラ抗原受容体T細胞療法（Chimeric Antigen Receptor T cell, CAR-T療法）は、患者自身のT細胞（免疫細胞）に、特定のがん抗原を認識・攻撃するよう遺伝子改変を施し、患者に戻す免疫細胞療法です。既に血液がんで実用化され、固形がんへの応用も世界中で精力的に研究開発が進められています。

本事業では、グリピカン1（GPC-1）というがん抗原を標的とするGPC-1 CAR-T細胞療法の研究開発を行っています。GPC-1は成人の正常組織ではほとんど発現せず、食道がん、子宮頸がん、肺扁平上皮がん、膵がんなど、多様な固形がんで特異的に高発現しています。そのため、GPC-1を標的とするCAR-T療法は、これらの難治性固形がんに対する有望な治療法として期待されています。

本研究開発事業は、2024年12月に国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の公募事業「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業」に採択されました。2025年2月には、本事業推進のため、京都大学大学院医学研究科早期医療開発学講座および国際医療福祉大学医学部免疫学との委託契約を締結しました。

今後、薬事規制に準拠した非臨床試験、品質・製造方法の確立などを進め、アンメットメディカルニーズの高い固形がんに対する新たな治療選択肢を提供すべく、早期の臨床試験開始を目指します。また、本事業に関連し、学校法人慶應義塾および岩手医科大学と、基盤特許に係る独占的通常実施権許諾に関する優先交渉権契約を締結しています。

#### (e) iPS細胞再生医療等製品の受託製造事業

iPS細胞を用いた再生医療の研究開発は、加齢黄斑変性、パーキンソン病、虚血性心筋症、脊髄損傷などを対象に、世界中で活発に進められています。再生医療に用いるiPS細胞には極めて高い安全性と品質が求めら

れ、各国の規制ガイドラインへの準拠が必須です。

当社グループは、遺伝子変異リスクや外来遺伝子・ウイルス残存リスクを最小限に抑えた最先端のRNAリプログラミング技術を開発・保有しており、臨床応用に最適なiPS細胞を安全かつ高品質に作製可能です。

当社グループの製品は、製薬企業向けの「臨床用iPS細胞」と、個人向けの「パーソナルiPS」に大別されます。

「臨床用iPS細胞」では、GMP (Good Manufacturing Practice) 準拠の製造体制のもと、製造したiPS細胞を再生医療製品の出発材料として製薬企業に提供しています。当社グループのiPS細胞は日米欧の医薬品規制に準拠しており、各地域で広く利用可能な点が強みです。さらに、iPS細胞作製から分化誘導、再生医療製品製造まで一貫して提供できる体制を構築し、ドナー細胞確保から最終製品製造までの全工程を受託製造サービスとして提供しています。

これまで、神奈川県ライフイノベーションセンター内の細胞加工施設「殿町・リプロセル再生医療センター」（特定細胞加工物製造許可施設番号：FA3200006）を運営してきましたが、2024年5月には、今後の需要拡大を見据え、米国のREPROCELL USAにGMP準拠の新たな細胞加工設備を開設しました。この日米2拠点体制により、再生医療等製品の受託製造事業をグローバルに拡大してまいります。

当社グループは2022年10月、世界最大規模の再生医療支援機関であるカリフォルニア州再生医療機構（CIRM）とIndustry Alliance Programに関する基本合意書を締結し、CIRMが推進する多数の再生医療プロジェクトに当社グループの臨床用iPS細胞を提供しています。また、2025年2月には、当社グループが臨床用iPS細胞「StemRNA™ Clinical iPSC シードクローン」を供給している米国Gameto Inc.<sup>が</sup>、当該iPS細胞を用いた卵子の体外成熟技術「Fertilo」について、米国食品医薬品局（FDA）から第III相臨床試験のIND（治験届出）クリアランスを取得しました。これは、当社のiPS細胞を用いた治療法として米国で初めて臨床試験に進む見込みとなる画期的な成果であり、当社細胞の高い安全性と品質を改めて示すものです。

2024年7月には、iPS細胞由来エクソソームの販売を開始し、株式会社JTB（以下、JTB）と総代理店契約を締結しました。エクソソームは細胞間情報伝達を担う直径50～150nmの顆粒状物質で、次世代の医療ツールとして注目されています。当社グループのエクソソームは、ウイルスを使用しないmRNA法で作製したiPS細胞（外来ウイルス混入リスクを排除）を由来とし、GMP準拠施設で製造しています。JTBのグローバルネットワークを活用し、販売拡大を図ります。

「パーソナルiPS」は、将来の疾患に備え、個人のiPS細胞を作製・保管するサービスです。個人専用iPS細胞を予め準備することで、治療期間の

短縮や免疫拒絶リスクの最小化が期待できます。関西電力株式会社運営の「かんでん暮らしモール」への出店や、JTBとの連携による国内・訪日外国人への販売展開を進めています。

(f) 臨床検査受託サービス

当社グループは、2005年の衛生検査所登録以来、臓器移植関連のHLAタイピングや抗HLA抗体検査等の臨床検査を実施し、全国300以上の医療機関との取引実績を有します。

2023年4月からは、自宅で手軽に健康状態をチェックできる郵送検査サービス「ウェルミル」を開始しました。「ストレス」「更年期」「妊活」「男性ホルモン」「女性ホルモン」など、日々の健康管理に役立つバイオマーカーを測定できます。2024年3月には従来の血液検査に加え、唾液を用いた新検査項目を追加し、セルフケアの選択肢を拡充しました。今後も新検査項目やサービスを積極的に追加し、事業拡大を図ります。

製薬企業向けには、臨床試験における検査受託サービスを提供しています。日本、米国、英国、インドの4拠点に研究施設を有し、グローバル規模の臨床試験に対応可能な体制を整備しています。これにより、製薬企業の新薬開発を支える高品質な検査サービスを提供し、国際的な信頼を得ています。

さらに、個別化医療への取り組みも進めています。当社グループのREPROCELL Europe Ltd.は、IBM Research社および英国STFC Hartree Centreと共同で、個別化医療に特化した機械学習プラットフォーム「Pharmacology-AI」の開発に成功しました。このプラットフォームは、医薬品開発におけるビッグデータ解析や個別化医療に必要なデータ解析を可能にします。今後、Pharmacology-AIを活用した新たなビジネスを創出し、個別化医療の推進と製薬企業への支援を強化してまいります。

この結果、売上高は564百万円（前期比62.5%増）、セグメント利益は158百万円（前期比28.1%減）となりました。

なお、管理部門にかかる費用など各事業セグメントに配分していない全社費用が734百万円（前期626百万円）あります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は95百万円で、主として研究機器の購入に充てられたものです。

③ 資金調達状況

当社は、新株予約権の行使による払込みにより、総額680百万円を調達しております。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

iPS細胞及び再生医療製品等の研究開発及び治験費用が収益に先行して発生する等の理由から、継続的に営業損失が発生しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

しかしながら、当社グループの当連結会計年度末の現金及び預金残高は2,823百万円、短期的な資金運用を行っている有価証券が1,118百万円あり、財務基盤については安定しております。当該状況の解消を図るべく、グローバルな販売基盤を活用した販売促進を積極的に行っております。グループ経営体制の運営効率化のため、投資及びランニング費用を最小限に抑えつつ、地域特性に合わせた営業・マーケティング展開、営業面ならびに技術面での各社間の連携促進を進め、早期の黒字化を目指しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第 20 期<br>(2022年 3 月期) | 第 21 期<br>(2023年 3 月期) | 第 22 期<br>(2024年 3 月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年 3 月期) |
|-------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                 | 2,234,568              | 2,953,272              | 2,426,817              | 2,978,627                           |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)                     | △507,409               | △119,670               | 40,191                 | 45,053                              |
| 親会社株主に<br>帰属する当期<br>純利益又は当期<br>純損失(△)(千円) | △575,094               | △305,313               | △31,415                | 103,245                             |
| 1株当たり当期<br>純利益又は当期<br>純損失(△)(円)           | △7.57                  | △3.62                  | △0.37                  | 1.11                                |
| 総 資 産(千円)                                 | 8,095,322              | 8,355,848              | 9,052,627              | 9,670,755                           |
| 純 資 産(千円)                                 | 7,250,789              | 7,575,222              | 8,311,593              | 8,984,946                           |
| 1株当たり純資産額 (円)                             | 88.11                  | 89.01                  | 93.41                  | 94.89                               |

### ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 20 期<br>(2022年 3 月期) | 第 21 期<br>(2023年 3 月期) | 第 22 期<br>(2024年 3 月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2025年 3 月期) |
|----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)            | 1,248,256              | 1,550,728              | 941,480                | 960,132                           |
| 経常損失(△)(千円)          | △381,835               | △111,525               | △61,957                | △284,866                          |
| 当期純損失(△)(千円)         | △541,272               | △296,701               | △205,222               | △305,649                          |
| 1株当たり当期<br>純損失(△)(円) | △7.13                  | △3.52                  | △2.40                  | △3.29                             |
| 総 資 産(千円)            | 8,189,586              | 8,387,295              | 8,776,486              | 9,011,210                         |
| 純 資 産(千円)            | 7,548,937              | 7,865,546              | 8,368,607              | 8,643,665                         |
| 1株当たり純資産額 (円)        | 91.73                  | 92.42                  | 94.05                  | 91.29                             |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                    | 資 本 金                   | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                                |
|------------------------------------------|-------------------------|----------|------------------------------------------------------------------------------|
| REPROCELL USA Inc.                       | 2,683万ドル<br>(約4,062百万円) | 100.0%   | ①ヒト生体試料のバンキング及び提供<br>②iPS細胞向け研究試薬の製造・販売<br>③iPS細胞による創薬支援サービス<br>④グループ各社製品の販売 |
| REPROCELL Europe Ltd.                    | 926万ポンド<br>(約1,770百万円)  | 100.0%   | ①鮮度の高いヒト組織・臓器を活用した創薬支援サービス(CRO事業)<br>②3次元培養デバイスの開発・製造・販売<br>③グループ各社製品の販売     |
| R Cパートナーズ株式会社                            | 10百万円                   | 100.0%   | 投資ファンドの運営・管理他                                                                |
| 株式会社MAG i Q セラピューティクス                    | 28百万円                   | 50.0%    | 幹細胞製品の開発及び商品化                                                                |
| Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. | 443百万ルピー<br>(約812百万円)   | 100.0%   | ①クリニカルリサーチサービス<br>②バイオアナリシスサービス                                              |

(注) 議決権比率は、間接保有を含んでいます。

### (4) 対処すべき課題

#### 1. 全社的課題

##### (a) iPS細胞分野における技術革新への対応と市場リーダーシップの確立

iPS細胞技術は世界中で急速な研究開発競争が繰り広げられており、技術革新のスピードは非常に速く、既存技術が短期間で陳腐化するリスクがあります。当社グループは、この変化に対応し、当該分野のマーケットリーダーとしての地位を確立・維持するため、研究開発への積極投資を行っております。自社開発に加えて、これまでと同様、国内外の大学、公的研究機関、民間企業との連携、共同開発、技術導入を戦略的に推進し、技術的優位性を確保してまいります。

##### (b) 事業ポートフォリオの最適化と収益基盤の強化

短期・中期的な収益基盤である研究支援事業と、中長期的な成長ドライバ

ーであるメディカル事業の両輪を、バランスを取りながら、安定的かつ持続的に成長させることが課題です。研究支援事業では、「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を核とした高付加価値製品・サービスを提供することで収益基盤を強化しつつ、将来の成長を担う再生医療等製品への戦略的投資を継続してまいります。

## 2. セグメント別課題

### (1) 研究支援事業

#### (a) 多様化・高度化する顧客ニーズへの対応

研究支援事業では、大学・公的研究機関から製薬企業まで幅広いニーズに対応した製品・サービスが求められます。特に創薬分野ではヒトの病態に近いモデル細胞での評価や効率的なスクリーニングに対するニーズが高まっています。当社グループは、研究試薬、受託サービス（iPS細胞作製、遺伝子編集、分化誘導、薬効薬理試験など）といった多岐にわたる製品・サービス群を提供することで、多様化・高度化する顧客ニーズに対応しております。

### (2) メディカル事業

#### (a) 再生医療等製品ステムカイマルの早期承認取得

脊髄小脳変性症を対象疾患とするステムカイマルは、国内第II相臨床試験において安全性及び有効性で良好な結果を得ることができました。承認申請には、臨床試験の結果だけでなく、社内体制の整備、及び各種申請資料の準備が必要になります。今後、承認申請に向け、外部専門家の活用も含め、準備を加速してまいります。

(b) iPS神経グリア細胞製品の早期臨床応用の実現

筋萎縮性側索硬化症（ALS）を対象としたiPS神経グリア細胞製品は、非臨床試験で有望な結果が得られており、現在、臨床試験の準備を進めております。iPS細胞を用いた再生医療では安全性の確保が技術的な課題となりますが、当社グループは最先端のRNAリプログラミング技術により作製した高品質な臨床用iPS細胞を用いることでこの技術的課題に対応してまいります。

(c) 腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法（TIL療法）の早期事業化と技術基盤強化

慶應義塾大学と共同で進める進行子宮頸がんを対象としたTIL療法は、先進医療Bとしての臨床試験が再開され、当社がTIL製造を担当しています。米国でメラノーマを対象としたTIL療法が承認され、今後の市場拡大が期待される一方、競争激化も見込まれます。本臨床試験での安定的なTIL供給体制を確立するとともに、新規TIL製造方法の研究開発を行うことで、競争優位性を確保してまいります。

(d) グリピカン1・キメラ抗原受容体T細胞療法（GPC-1 CAR-T療法）の早期臨床応用の実現

食道がん、膵がんなど多様な固形がんを対象とするGPC-1 CAR-T療法は、AMED事業にも採択された有望なパイプラインです。一方、固形がんを対象としたCAR-T療法は、世界中で様々な技術開発が進められており、競争優位性の確保が課題となります。京都大学、国際医療福祉大学との連携のもと、薬事規制に準拠した非臨床試験の実施、品質・製造方法の確立を進めており、早期に臨床試験を開始することを目指します。

(e) iPS細胞再生医療等製品の受託製造（CDMO）事業のグローバル展開

臨床用iPS細胞の需要は世界的に高まっていますが、その一方、競争激化も見込まれます。当社グループの技術力と品質はCIRMとの連携やGameto社への供給実績等を通じて高く評価されています。2024年5月に開設した米国GMP準拠施設を含む日米2拠点体制を活用し、高品質な臨床用iPS細胞の安定供給、及び最終製品製造までの一貫した受託サービスを提供することで、グローバル市場でのプレゼンスを高めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

| 事業内容   | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研究支援事業 | <p>研究支援事業では、大学、公的研究機関、製薬企業等を主要顧客とし、(1)研究用製品の製造販売、(2)研究受託サービス、(3)細胞測定機器等の販売を行っております。研究支援事業は、新技術を比較的短期間で事業化し収益化できるという特徴があり、当社グループの短期・中期的な収益基盤となっています。</p> <p>(1) 研究用製品</p> <p>研究試薬: iPS細胞研究に使用される培養液、抗体、リプログラミング試薬、成長因子等を販売しております。当社の研究試薬はiPS細胞に特化している点が特徴です。初期製品である「Primate ES Cell Medium」は、京都大学の山中伸弥教授が世界で初めてヒトiPS細胞の作製に成功した際に使用された培養液で、広く認知されています。</p> <p>細胞: REPROCELL USAでは、がん細胞、血液、血清等約60万のヒト生体試料バンクを保有し、主に製薬企業へ研究用資材として提供しています。顧客ごとのカスタムコレクションにも対応しています。</p> <p>(2) 研究受託サービス</p> <p>近年、新薬開発において動物実験からヒト細胞を用いた試験への移行が進む中、当社グループは、iPS細胞関連技術とヒト生体試料調達ネットワークを統合した「ヒト細胞ビジネスプラットフォーム」を構築し、この流れを先取りしたサービスを展開しています。</p> <p>iPS細胞サービス: 顧客ごとにカスタマイズした付加価値の高いサービスを提供しています。RNAリプログラミング技術やゲノム編集技術を駆使し、患者由来iPS細胞を用いた疾患モデル作製、遺伝子編集、各種細胞への分化誘導など、技術難易度の高いサービスを中心に行っています。</p> <p>創薬試験受託: 手術等で得られたヒト組織を用いて、新薬候補化合物の薬効薬理試験を受託しています。REPROCELL EuropeはGLP (医薬品の安全性に関する基準) 準拠施設を保有し、信頼性の高いサービスを提供しています。</p> <p>(3) 細胞測定機器</p> <p>自社製品に加え、他社製品の導入・販売も積極的に行っています。ドイツのナニオンテクノロジーズ社製電気生理学的細胞測定機器、フランスのインターサイエンス社製微生物検査用機器、ドイツのイノメ社製ライブイメージングシステムなどを取り扱っています。これら機器と当社グループの細胞・試薬を組み合わせたソリューションも提供しています。</p> |

| 事業内容           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>メディカル事業</p> | <p>メディカル事業では、(1)再生医療等製品の研究開発、(2)再生医療等製品の受託製造（CDMO）、(3)臨床検査受託サービスを手掛けており、当社グループの中長期的な成長の柱と位置付けています。</p> <p>(1) 再生医療の研究開発</p> <p>現在、以下の4つの再生医療等製品パイプラインの研究開発を重点的に進めています。</p> <p>ステムカイマル: 台湾ステミネント社より導入した脂肪由来間葉系幹細胞製品です。脊髄小脳変性症を対象とし、症状進行抑制効果が期待されています。静脈注射（点滴）で投与するため侵襲性が低い点が特徴です。国内第Ⅱ相臨床試験は完了しており、製造販売承認申請の準備を進めています。本製品は希少疾病用再生医療等製品に指定されています。</p> <p>iPS神経グリア細胞製品: 筋萎縮性側索硬化症（ALS）及び横断性脊髄炎等を対象としたiPS細胞由来の再生医療製品です。ALSモデルラットを用いた非臨床試験において運動機能低下の抑制効果が確認されており、臨床試験の早期開始を目指しています。</p> <p>腫瘍浸潤性リンパ球輸注療法（TIL療法）: 患者自身の腫瘍組織から採取・培養した免疫細胞を投与する養子免疫療法の一種です。慶應義塾大学医学部と共同で、進行子宮頸がん等を対象としたTIL療法の事業化を進めており、同大学で実施中の先進医療BにおけるTIL製造を受託しています。</p> <p>グリピカン1・キメラ抗原受容体T細胞療法（GPC-1 CAR-T療法）: 患者自身のT細胞に遺伝子改変を施し、がん細胞を攻撃させる免疫細胞療法です。食道がん、膵がん等、多くの固形がんで高発現するGPC-1を標的としており、難治性がんに対する治療法として期待されます。AMED（日本医療研究開発機構）の支援を受け、京都大学等と共同で研究開発を推進し、早期の臨床試験開始を目指しています。</p> <p>(2) 再生医療等製品の受託製造（CDMO）</p> <p>遺伝子変異リスクの低い最先端の「RNAリプログラミング技術」を利用し、安全性が高く臨床应用到最適なGMPグレードのiPS細胞を作製します。iPS細胞作製からマスターセルバンク製造、分化細胞製造まで一貫して受託可能です。当社グループの臨床用iPS細胞は日米欧3極の規制に準拠しており、グローバル展開の基盤となっています。神奈川県「殿町・リプロセル再生医療センター」に加え、米国</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>のREPROCELL USAにもGMP準拠の細胞加工設備を開設し、需要拡大に対応しています。近年では、当社グループ供給のiPS細胞を用いた他社開発品が米国で臨床試験入りする、iPS細胞由来エクソソームの販売を開始するなどの進捗がありました。また、将来の疾患治療に備えて個人のiPS細胞を作製・保管する「パーソナルiPS」サービスも提供しています。</p> <p>(3) 臨床検査受託サービス</p> <p>2005年の衛生検査所登録以来、臓器移植に関連したHLAタイピング等の臨床検査サービスを国内の医療機関に提供しています。また、自宅で可能な郵送検査サービス「ウェルミル」では、「ストレス」「更年期」「男性ホルモン」等の検査項目を提供しており、唾液検査も導入するなどサービスを拡充しています。さらに、日米英印の4拠点を活用し、製薬企業のグローバル臨床試験における検査受託も行っています。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

|             |         |
|-------------|---------|
| 本 社 ・ 研 究 所 | 神奈川県横浜市 |
|-------------|---------|

② 子会社

|                                          |                |
|------------------------------------------|----------------|
| REPROCELL USA Inc.                       | 本社：米国 メリーランド州  |
| REPROCELL Europe Ltd.                    | 本社：英国 グラスゴー    |
| R C パートナーズ株式会社                           | 本社：神奈川県横浜市     |
| 株式会社MAGiQセラピューティクス                       | 本社：神奈川県横浜市     |
| Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd. | 本社：インド テランガーナ州 |

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分    | 従業員数     | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|----------|-------------|
| 研究支援事業  | 69 (9) 名 | 2 (1) 名     |
| メディカル事業 | 6 (2)    | 0 (△3)      |
| 全社 (共通) | 24 (2)   | 1 (△1)      |
| 合 計     | 99 (13)  | 3 (△3)      |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 28 (10) 名 | 2 (4名減)   | 34.1歳 | 5年2か月  |

- (注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 200,000,000株

（注）2024年6月24日開催の定時株主総会にて、当社定款第5条の変更を決議し、発行可能株式総数は100,000,000株から200,000,000株に変更しております。

② 発行済株式の総数 94,802,891株（自己株式117,256株を含む）

（注）新株予約権の行使等により、発行済株式の総数は、5,789,300株増加しております。

③ 株主数 40,186名

④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                 | 1,504千株 | 1.58%   |
| BNYM SA/NV FOR BNYM<br>FOR BNY GCM CLIENT<br>ACCOUNTS M LSCB RD | 1,128   | 1.19    |
| 横 山 周 史                                                         | 1,106   | 1.16    |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社                                             | 1,000   | 1.05    |
| 五 十 畑 輝 夫                                                       | 828     | 0.87    |
| 中 野 暁                                                           | 700     | 0.73    |
| STATE STREET BANK AND<br>TRUST COMPANY 505223                   | 683     | 0.72    |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社                                         | 654     | 0.69    |
| 中 辻 憲 夫                                                         | 500     | 0.52    |
| 椎 橋 正 則                                                         | 470     | 0.49    |

（注）持株比率は自己株式（117,256株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

＜譲渡制限付株式報酬＞

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、2017年6月23日に開催した定時株主総会において承認を得た金額（年額120百万円以内〔うち社外取締役20百万円以内〕）の範囲内で金銭報酬債権（各取締役に対し支給する金銭報酬債権額は、当該取締役の、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等を考慮し、取締役会において決定します。）を

支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、取締役に対し各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は300,000株（うち社外取締役にに対して割り当てる譲渡制限付株式の総数は50,000株）です。

譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していること及び当社との間で別途当社が指定する内容の譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

なお、当該譲渡制限付株式割当契約には、1年から5年間までの間で当社取締役会が定める期間（譲渡制限期間）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないこと、並びに、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は従業員及び当社の子会社の役員又は従業員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社が、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式を当然に無償で取得する旨の内容が含まれます。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

|                | 株 式 数    | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------|----------|-------------|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 162,000株 | 2名          |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2025年1月10日開催の取締役会において、2023年12月21日に発行した第16回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について会社法第273条第1項及び同法第274条第1項並びに本新株予約権の内容、同法第276条に従い、残存する本新株予約権を取得し直ちに消却することを決議し、以下のとおり取得及び消却いたしました。

本新株予約権の取得及び消却について

|                 |                                |
|-----------------|--------------------------------|
| 取得及び消却した新株予約権の数 | 11,343個                        |
| 取得価格及びその総額      | 本新株予約権1個当たり53円<br>(総額601,179円) |
| 取得日及び消却日        | 2025年1月27日                     |
| 消却後に残存する新株予約権の数 | 0個                             |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                               |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 横 山 周 史 | REPROCELL USA Inc. Chairman, Director<br>REPROCELL Europe Ltd. Chairman, Director<br>Bioserve<br>Biotechnologies India Pvt. Ltd. Chairman, Director<br>RCパートナーズ(株) 代表取締役<br>(株)MAG i Qセラピューティクス 代表取締役 |
| 取 締 役 C O O   | 臼 井 大 祐 | REPROCELL USA Inc.<br>Director<br>REPROCELL Europe Ltd. Director<br>Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.<br>CEO, Director<br>RCパートナーズ(株) 取締役<br>(株)MAG i Qセラピューティクス 取締役                           |
| 取 締 役         | 山 川 善 之 | 響きパートナーズ(株) 取締役会長<br>(株)デ・ウエスタン・セラピテクス研究所 社外取締役<br>(株)カイオム・バイオサイエンス社外監査役                                                                                                                              |
| 常 勤 監 査 役     | 山 崎 暢 久 |                                                                                                                                                                                                       |
| 監 査 役         | 申 田 隆 徳 | 令和税理士法人 パートナー<br>(株)フォーデジット 社外取締役<br>コタエル・ホールディングス(株) 社外取締役<br>学校法人神山学園 神山まるとと高等専門学校 監事                                                                                                               |
| 監 査 役         | 村 井 良 行 | スマートナレッジ代表                                                                                                                                                                                            |

- (注) 1. 取締役山川善之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山崎暢久氏、申田隆徳氏及び村井良行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役山崎暢久氏は、製薬業界及び企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役申田隆徳氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役村井良行氏は、メディカル業界及び金融業界に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は山川善之氏、山崎暢久氏、申田隆徳氏、村井良行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の争訟費用等の損害を填補することとしております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月2日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を以下の

とおり決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。当社は、取締役（社外取締役を除く）の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、代表取締役とその他の取締役とで別の体系として、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲、他社水準及び会社の経営状態を総合的に勘案して決定するものとします。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、毎年一定の時期に支給することとします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役会（「e」の委任を受けた代表取締役社長）は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、取締役の意欲を高めることのできる適正、公正かつバランスの取れた報酬割合となるよう、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とします。社外取締役は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長に対し、取締役の個人別の報酬に関する意見を述べるものとし、代表取締役社長は、当該意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しなければなりません。

なお、譲渡制限付株式報酬については、当社取締役会が、取締役個人別の割当株式数の前提となる金銭報酬債権額を決議します。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2003年2月14日開催の創立総会において、年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該創立総会終結時点の取締役の員数は4名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式報酬の総額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月23日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長横山周史が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定です。

これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役社長に個人別の報酬額の具体的内容を決定させることが適当であると判断したためです。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長において、社外取締役の意見を得たうえで、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |           |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------|--------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 63<br>(5)       | 46<br>(5)       | 17<br>(一) | —      | 3名<br>(1)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12<br>(12)      | 12<br>(12)      | —         | —      | 3<br>(3)              |

(注) 当社は、業績連動報酬等及び非金銭報酬等双方の性格を有する報酬として、取締役に対し、譲渡制限付株式報酬を交付しております。上記表においては、かかる譲渡制限付株式報酬の総額等を、「業績連動報酬等」に含めて記載しております。

譲渡制限付株式報酬の内容及びその交付状況は、「(1)株式の状況」に記載のとおりです。

各取締役に対し支給する譲渡制限付株式報酬の算定の基礎として選定した指標は、会社への貢献度、役割の重要性、責任範囲等であり、また、当該指標を選定した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とする当社の決定方針を反映する指標として、上記の各事項が適切であると判断したためです。

譲渡制限付株式報酬の支給を受けた横山周史氏は、当社の代表取締役社長として、当社の全事業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きな貢献をいたしました。また、同様に譲渡制限付株式報酬の支給を受けた臼井大祐氏は、当社の取締役COOとして、全社営業を統括する立場として重要な職責を果たし、当社に対し大きく貢献をいたしました。当社取締役会は、これらの事情を考慮し、各取締役に対し支給する金銭報酬債権額を決定しました。

### ③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社取締役会長、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役、株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役及びソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役であります。当社と響きパートナーズ株式会社、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所、株式会社カイオム・バイオサイエンス及びソレイジア・ファーマ株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役串田隆徳氏は、令和税理士法人パートナー、株式会社フォーデジット社外取締役、エッジテクノロジー株式会社社外監査役、コタエル・ホールディングス株式会社社外取締役及び学校法人神山学園神山まると高等専門学校監事であります。当社と令和税理士法人、株式会社フォーデジット、エッジテクノロジー株式会社、コタエル・ホールディングス株式会社及び学校法人神山学園神山まると高等専門学

校との間には特別の関係はありません。

- ・監査役村井良行氏は、スマートナレッジ代表であります。当社とスマートナレッジの間には特別の関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分        | 氏 名     | 出席状況及び発言状況及び<br>社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                          |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役        | 山 川 善 之 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、会社経営全般に関して豊富な経験と知見から適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、社外取締役が果たすことが期待される役割を務めております。                        |
| 常 勤<br>監査役 | 山 崎 暢 久 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、適宜発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、製薬業界及び企業法務の経験と知見からコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役        | 申 田 隆 徳 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。                                |
| 監査役        | 村 井 良 行 | 当事業年度に開催された取締役会12回全回及び監査役会13回全回に出席し、適宜発言を行っております。また、監査役会において、当社の会社経営全般に対してメディカル業界及び金融業界における経験と知見から適宜、必要な発言を行っております。                               |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称 監査法人Bloom

(注) 2024年6月24日開催の第22回定時株主総会において、監査法人Bloomが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった太陽有限責任監査法人は退任いたしました。

##### ② 報酬等の額

|                                         | 報酬等の額 |
|-----------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 42百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 42百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、本監査報酬額が適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断したことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、REPROCELL USA Inc.については、Rosen, Sapperstein & Friedlander, LLC、REPROCELL Europe Ltd.については、Welsh Walker Ltd.の監査を受けております。

##### ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。

- ##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
- 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。
- また、監査役会は会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

##### ⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ##### ① 当社取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを

確保するため、行動指針を制定し、これを遵守しております。

- ・「取締役会規則」を始めとする社内諸規程を制定し、会社の経営組織、業務分掌及び職務権限等を定め、業務の効率的運営及び責任体制の確立を図り、これの維持改善に努めております。
- ・使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。
- ・内部監査担当者は、社長が直接任命し、内部監査の適切かつ効率的な実施、監査役及び会計監査人との連携に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及びその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、取締役会規則、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクについては、担当部署及び担当取締役がそのリスクの分析、検討を行うほか、必要に応じて、取締役会にて審議を行っており、さらに弁護士、公認会計士、弁理士及び社外の研究者等の複数の専門家から、参考とするためのアドバイスを受け、最善と考えられる経営判断を行っております。

また、業務運営上のリスクについては、社会的規範や、法令及び社内規程を遵守するコンプライアンスを徹底するとともに、人々の健康福祉に貢献するという使命感から高い社会的倫理観を持ち事業活動を展開しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役3名(うち社外取締役1名)で構成され、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会では、当社の財務状況及び経営課題を迅速に共有するとともに、業務執行及び経営に関する重要な意思決定を行っております。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの経営の基本方針及び基本ポリシーを具現化し、グループ全体の継続的な企業価値向上を図っていくために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と位置付け、当社における監督機能、業務執行機能を明確化し、経営における透明性と公正性の向上並びに迅速な意思決定の追求に努めます。

- (a) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、取締役会議事録及び重要事項の報告を義務付ける体制を確保します。

- (b) 当社子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの軽減化を図る体制を確保します。

- (c) 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、グループ事業計画を策定し、翌期のグループ全体の重点経営目標及び予算配分を定めます。また、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制を確保します。

- (d) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行の適正性を確保するため、入社時に会社の理念や行動規範等のオリエンテーションを実施し、入社後も定期的な研修を実施することで、維持に努めております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて補助使用人を配置することといたします。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、人事評価などは監査役の同意を得るものといたします。

- ⑧ 当社取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社取締役及び使用人が当社グループの経営、業績に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の諸問題、その他著しい損

害を及ぼすおそれのある重要な事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。

- (b) 当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行います。また、当社グループの取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行います。

- (c) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っております。

- ・取締役会、その他重要な社内会議に各監査役が出席し、その際、各監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、必要な報告及び情報提供に努めております。

- ・代表取締役と監査役は定期的に意見交換を行っております。

- ・監査役会は、会計監査人及び内部監査担当者と積極的に情報交換を行い、効率的な監査環境を整備し、監査の有効性を高める体制を構築しております。

- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。また、当社グループの取締役等及び使用人が当社監査役に対して直接通報することができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による不利益取扱いを禁止し、その旨を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底します。

- ⑩ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時には、速やかに当該費用又は債務を処理します。また、監査役が職務遂行に必要なと判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認めます。

- (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

- ・取締役会は、取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署ごとの具体的目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的に取締役会で報告しております。
- ・取締役会その他重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等も適切に管理しております。
- ・取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ・監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ・内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

**(7) 会社の支配に関する基本方針**

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値を高め、株主の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

**(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は創業以来、株主に対する剰余金配当等を実施しておりません。また、今後も当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金配当等を検討する所存であります。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,896,441</b> | <b>流動負債</b>      | <b>640,585</b>   |
| 現金及び預金          | 2,823,367        | 買掛金              | 131,109          |
| 売掛金             | 463,933          | 未払金              | 101,159          |
| 有価証券            | 1,118,245        | 未払法人税等           | 24,796           |
| 商品及び製品          | 132,991          | 契約負債             | 42,437           |
| 仕掛品             | 61,118           | 前受金              | 113,602          |
| 原材料及び貯蔵品        | 76,248           | 賞与引当金            | 11,080           |
| その他             | 220,821          | その他              | 216,399          |
| 貸倒引当金           | △284             | <b>固定負債</b>      | <b>45,223</b>    |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,774,314</b> | 繰延税金負債           | 35,206           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>241,713</b>   | 資産除去債務           | 9,081            |
| 建物及び構築物         | 58,819           | その他              | 935              |
| 機械及び装置          | 199,729          |                  |                  |
| 工具、器具及び備品       | 124,947          | <b>負債合計</b>      | <b>685,808</b>   |
| 減価償却累計額         | △141,782         | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>26,838</b>    | <b>株主資本</b>      | <b>8,991,188</b> |
| のれん             | 8,139            | 資本金              | 2,688,926        |
| その他             | 18,699           | 資本剰余金            | 6,244,884        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,505,762</b> | 利益剰余金            | 58,294           |
| 投資有価証券          | 4,403,537        | 自己株式             | △916             |
| 繰延税金資産          | 55,322           | その他の包括利益累計額      | △6,242           |
| その他             | 55,539           | その他有価証券<br>評価差額金 | △13,677          |
| 貸倒引当金           | △8,637           | 為替換算調整勘定         | 7,435            |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>8,984,946</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,670,755</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>9,670,755</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |           |
|-----------------|-----------|-----------|
| 売上高             | 1,779,993 |           |
| 製品売上高           | 1,198,634 | 2,978,627 |
| 役務収益            |           |           |
| 売上原価            | 823,219   |           |
| 製品売上原価          | 506,321   | 1,329,541 |
| 役務原価            |           |           |
| 売上総利益           |           | 1,649,085 |
| 販売費及び一般管理費      |           |           |
| 研究開発費           | 536,787   |           |
| その他の販売費及び一般管理費  | 1,242,708 | 1,779,495 |
| 営業損失            |           | 130,409   |
| 営業外収益           |           |           |
| 受取利息            | 67,444    |           |
| 補助金収入           | 101,915   |           |
| 為替差益            | 17,436    |           |
| その他             | 15,282    | 202,079   |
| 営業外費用           |           |           |
| 持分法による投資損失      | 20,160    |           |
| 譲渡制限付株式報酬償却     | 4,872     |           |
| その他             | 1,582     | 26,616    |
| 経常利益            |           | 45,053    |
| 税金等調整前当期純利益     |           | 45,053    |
| 法人税、住民税及び事業税    | △1,641    |           |
| 法人税等調整額         | △56,550   | △58,192   |
| 当期純利益           |           | 103,245   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |           | 103,245   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本   |           |          |         | 株主資本合計    |
|------------------------------|-----------|-----------|----------|---------|-----------|
|                              | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金    | 自 己 株 式 |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 2,322,198 | 6,380,081 | △546,875 | △916    | 8,154,487 |
| 当連結会計年度変動額                   |           |           |          |         |           |
| 新 株 の 発 行                    | 366,728   | 366,728   |          |         | 733,456   |
| 欠 損 填 補                      |           | △501,924  | 501,924  |         | －         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |           |           | 103,245  |         | 103,245   |
| 自 己 株 式 の 取 得                |           |           |          |         | －         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計<br>年度変動額（純額） |           |           |          |         |           |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 366,728   | △135,196  | 605,170  | －       | 836,701   |
| 当連結会計年度末残高                   | 2,688,926 | 6,244,884 | 58,294   | △916    | 8,991,188 |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |              |                                 | 新株予約権  | 純資産合計     |
|------------------------------|-----------------------|--------------|---------------------------------|--------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算<br>調整勘定 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 135,651               | 18,034       | 153,686                         | 3,419  | 8,311,593 |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |              |                                 |        |           |
| 新 株 の 発 行                    |                       |              |                                 |        | 733,456   |
| 欠 損 填 補                      |                       |              |                                 |        | －         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |              |                                 |        | 103,245   |
| 自 己 株 式 の 取 得                |                       |              |                                 |        | －         |
| 株主資本以外の項目の当連結会計<br>年度変動額（純額） | △149,329              | △10,599      | △159,928                        | △3,419 | △163,348  |
| 当連結会計年度変動額合計                 | △149,329              | △10,599      | △159,928                        | △3,419 | 673,353   |
| 当連結会計年度末残高                   | △13,677               | 7,435        | △6,242                          | －      | 8,984,946 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 5社
- ・主要な連結子会社の名称  
REPROCELL USA Inc.  
REPROCELL Europe Ltd.  
RCパートナーズ株式会社  
株式会社MAGiQセラピューティクス  
Bioserve Biotechnologies India Pvt. Ltd.

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・主要な会社等の名称  
Cell Innovation Partners, L.P.  
Cell Innovation Partners Ltd.

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）により原価を算定しています。

また、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### (b) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

### (a) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物   | 5～15年 |
| 機械及び装置    | 7～10年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |

### (b) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|            |       |
|------------|-------|
| のれん        | 10年   |
| その他の無形固定資産 | 3～10年 |

## ③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## ④重要な引当金の計上基準

### (a) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

## ⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

### (a) 研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

#### ・研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

- ・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

(b)メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査、郵送検査を実施しております。

- ・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

- ・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

- ・郵送検査受託サービス

郵送検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してホルモンやたんぱく質等健康管理に役立つバイオマーカーの測定を提供しております。

郵送検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経

過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。

なお、当連結計算書類に与える影響はありません。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産及び無形固定資産の減損

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        |         |
|--------|---------|
| 有形固定資産 | 241,713 |
| 無形固定資産 | 26,838  |
| 減損損失   | —       |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、日本、米国、欧州、インドに拠点を有しており、原則として各グループ会社において、研究支援事業とメディカル事業に分けて資産のグルーピングを行っています。事業が計画どおりに進まず、かつ資産グループについて営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合等に減損の兆候があると判定されます。

減損の兆候がある場合は、当該資産又は資産グループについて事業計画を基礎とした割引前将来キャッシュ・フローの総額と有形固定資産及び無形固定資産の帳簿価額を比較し減損損失を認識するかどうかの判定を行います。減損が必要と判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。なお、減損損失の認識の判定に利用した将来の事業計画等は、受注状況や再生医療製品の将来における製造販売承認の取得可能性などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 94,802,891株

##### (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 117,256株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期運用は預金等に限定し、資金調達については金融機関借入や増資による方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。有価証券は、格付けの高い企業の社債及び信託受益権で、安全性と流動性の高い金融商品であります。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合等への出資であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的にその時価の把握や発行体の決算報告書を入手することで財務状況等を把握し対応しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。買掛金及び未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2．参照）。

当連結会計年度（2025年3月31日）

|        | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円） |
|--------|--------------------|-----------|--------|
| 投資有価証券 | 4,269,451          | 4,269,451 | —      |
| 資産計    | 4,269,451          | 4,269,451 | —      |

(注) 1. 「現金及び預金」、「有価証券」、「売掛金」及び「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 以下の非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券」には含めておりません。また、投資事業組合等への出資については、金融商品の時価等の開示に関する適用指針第24-16項の取扱いを適用し、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分              | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|-----------------|----------------|
| 投資事業有限責任組合等への出資 | 70,556         |
| 非上場株式           | 63,529         |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

当連結会計年度（2025年3月31日）

| 区分      | 時価（千円）  |           |      |           |
|---------|---------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1    | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券  |         |           |      |           |
| その他有価証券 |         |           |      |           |
| 株式      | 263,413 | —         | —    | 263,413   |
| 社債      | —       | 4,006,037 | —    | 4,006,037 |
| 資産計     | 263,413 | 4,006,037 | —    | 4,269,451 |

- ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産  
当連結会計年度（2025年3月31日）  
該当事項はありません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活  
発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類してお  
ります。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、  
活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2  
の時価に分類しております。

7. 減損損失に関する注記  
該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記  
(1) 1株当たりの純資産額 94円89銭  
(2) 1株当たりの当期純利益 1円11銭

9. 収益認識に関する注記  
(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント   |         |           | 調整額 | 連結計算書類<br>計上額 |
|---------------|-----------|---------|-----------|-----|---------------|
|               | 研究支援事業    | メディカル事業 | 計         |     |               |
| 売上高           |           |         |           |     |               |
| 日本            | 343,963   | 561,710 | 905,673   | —   | 905,673       |
| 米国            | 1,213,346 | 2,330   | 1,215,677 | —   | 1,215,677     |
| 英国            | 793,263   | —       | 793,263   | —   | 793,263       |
| インド           | 64,013    | —       | 64,013    | —   | 64,013        |
| その他           | —         | —       | —         | —   | —             |
| 顧客との契約から生じる収益 | 2,414,586 | 564,041 | 2,978,627 | —   | 2,978,627     |
| 外部顧客への売上高     | 2,414,586 | 564,041 | 2,978,627 | —   | 2,978,627     |

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

### ①研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

#### ・研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

これら販売に関する取引の対価は、契約に従い製品及び商品の引き渡し後、概ね1～2か月以内に受領しております。

#### ・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

研究受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1～2か月以内に受領しております。

### ②メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査を実施しております。

#### ・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

これら臨床検査受託サービスに関する取引の対価は、契約に従い成果物の納品・検収後、概ね1～2か月以内に受領しております。

- ・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

新型コロナウイルスPCR検査に関する取引の対価は、個人顧客、法人顧客については原則前払いであるため入金時に契約負債として処理し、収益が認識された時点で契約負債を取り崩しております。

契約クリニックに関する取引の対価は、検査結果を顧客が確認できる状態になった月の翌月末までに受領しております。

- ・郵送検査受託サービス

郵送検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してホルモンやたんぱく質等、健康管理に役立つバイオマーカーの測定を提供しております。

郵送検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

郵送検査に関する取引の対価は、個人顧客、法人顧客については原則前払いであるため入金時に契約負債として処理し、収益が認識された時点で契約負債を取り崩しております。

契約クリニックに関する取引の対価は、検査結果を顧客が確認できる状態になった月の翌月末までに受領しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

|               | 当連結会計年度（千円） |
|---------------|-------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 463,933     |
| 契約負債          | 42,437      |

契約負債は、検査結果が確認できる状態になった時点で収益を認識する新型コロナウイルスPCR検査の契約、ならびに郵送検査の契約について、先払契約に基づき顧客から受け取った検査料の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度では契約資産は発生しておりません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

- 1 1. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,812,246</b> | <b>流動負債</b>      | <b>323,256</b>   |
| 現金及び預金          | 2,296,904        | 買掛金              | 65,525           |
| 売掛金             | 166,047          | 未払金              | 93,596           |
| 有価証券            | 1,118,245        | 未払費用             | 8,323            |
| 商品及び製品          | 33,971           | 未払法人税等           | 24,520           |
| 仕掛品             | 12,973           | 契約負債             | 1,489            |
| 原材料及び貯蔵品        | 36,409           | 前受金              | 108,218          |
| 前渡金             | 22,692           | 預り金              | 10,284           |
| 前払費用            | 66,838           | 賞与引当金            | 11,080           |
| 未収入金            | 21,588           | その他              | 216              |
| その他             | 36,847           | <b>固定負債</b>      | <b>44,288</b>    |
| 貸倒引当金           | △272             | 繰延税金負債           | 35,206           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,198,964</b> | 資産除去債務           | 9,081            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>81,673</b>    | <b>負債合計</b>      | <b>367,545</b>   |
| 建物              | 48,670           | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 工具、器具及び備品       | 97,132           | <b>株主資本</b>      | <b>8,657,343</b> |
| 減価償却累計額         | △64,130          | <b>資本金</b>       | <b>2,688,926</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>17,165</b>    | <b>資本剰余金</b>     | <b>6,274,982</b> |
| その他             | 17,165           | 資本準備金            | 6,274,982        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,100,126</b> | <b>利益剰余金</b>     | <b>△305,649</b>  |
| 投資有価証券          | 4,332,980        | その他利益剰余金         | △305,649         |
| 関係会社株式          | 500,537          | 繰越利益剰余金          | △305,649         |
| 関係会社長期貸付金       | 189,520          | <b>自己株式</b>      | <b>△916</b>      |
| 関係会社長期未収入金      | 72,265           | 評価・換算差額等         | △13,677          |
| その他             | 44,633           | その他有価証券<br>評価差額金 | △13,677          |
| 貸倒引当金           | △39,811          | <b>純資産合計</b>     | <b>8,643,665</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,011,210</b> | <b>負債純資産合計</b>   | <b>9,011,210</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額       |
|-----------------------|---------|---------|
| 売 上 高                 |         |         |
| 製 品 売 上 高             | 539,624 |         |
| 役 務 収 益               | 420,508 | 960,132 |
| 売 上 原 価               |         |         |
| 製 品 売 上 原 価           | 278,515 |         |
| 役 務 原 価               | 247,213 | 525,728 |
| 売 上 総 利 益             |         | 434,403 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         |         |
| 研 究 開 発 費             | 286,675 |         |
| その他の販売費及び一般管理費        | 548,427 | 835,102 |
| 営 業 損 失               |         | 400,699 |
| 営 業 外 収 益             |         |         |
| 受 取 利 息               | 16,440  |         |
| 為 替 差 益               | 22,653  |         |
| 有 価 証 券 利 息           | 50,333  |         |
| 補 助 金 収 入             | 39,999  |         |
| そ の 他                 | 12,819  | 142,246 |
| 営 業 外 費 用             |         |         |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 20,160  |         |
| 譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬 償 却 | 4,872   |         |
| そ の 他                 | 1,380   | 26,413  |
| 経 常 損 失               |         | 284,866 |
| 特 別 損 失               |         |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 9,999   |         |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入         | 9,125   | 19,125  |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |         | 303,992 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,656   |         |
| 法 人 税 等 調 整 額         | —       | 1,656   |
| 当 期 純 損 失             |         | 305,649 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |                |              |                |              |      | 株主資本<br>合 計 |
|--------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|----------------|--------------|------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資本剰余金     |                |              | 利益剰余金          |              | 自己株式 |             |
|                          |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                          |           |           |                |              | 繰越利益<br>剰 余 金  |              |      |             |
| 当 期 首 残 高                | 2,322,198 | 6,410,178 | —              | 6,410,178    | △501,924       | △501,924     | △916 | 8,229,536   |
| 当 期 変 動 額                |           |           |                |              |                |              |      |             |
| 新 株 の 発 行                | 366,728   | 366,728   | —              | 366,728      |                |              |      | 733,456     |
| 準備金から剰<br>余金への振替         |           | △501,924  | 501,924        | —            |                |              |      | —           |
| 欠 損 填 補                  |           |           | △501,924       | △501,924     | 501,924        | 501,924      |      | —           |
| 当期純損失 (△)                |           |           |                |              | △305,649       | △305,649     |      | △305,649    |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |           |                |              |                |              | —    | —           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) |           |           |                |              |                |              |      |             |
| 当期変動額合計                  | 366,728   | △135,196  | —              | △135,196     | 196,275        | 196,275      | —    | 427,806     |
| 当 期 末 残 高                | 2,688,926 | 6,274,982 | —              | 6,274,982    | △305,649       | △305,649     | △916 | 8,657,343   |

|                          | 評価・換算差額等              |                | 新株予約権  | 純 資 産<br>合 計 |
|--------------------------|-----------------------|----------------|--------|--------------|
|                          | その他有価<br>証券評価差<br>額 金 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |              |
| 当 期 首 残 高                | 135,651               | 135,651        | 3,419  | 8,368,607    |
| 当 期 変 動 額                |                       |                |        |              |
| 新 株 の 発 行                |                       |                |        | 733,456      |
| 準備金から剰<br>余金への振替         |                       |                |        | —            |
| 欠 損 填 補                  |                       |                |        | —            |
| 当期純損失 (△)                |                       |                |        | △305,649     |
| 自己株式の取得                  |                       |                |        | —            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額 (純額) | △149,329              | △149,329       | △3,419 | △152,749     |
| 当期変動額合計                  | △149,329              | △149,329       | △3,419 | 275,057      |
| 当 期 末 残 高                | △13,677               | △13,677        | —      | 8,643,665    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、債券のうち取得原価と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法(定額法)により原価を算定しております。また、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)、特許権については主として3年で償却しております。

- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(a) 研究支援事業

研究支援事業は、研究用製品の製造販売、研究受託サービスを実施しております。

・研究用製品

研究用製品では、代理店を通じ大学等の研究機関等、または製薬会社などに対して、培養液、抗体、リプログラミング試薬などiPS細胞の研究に使用される試薬、がん細胞、血液などヒト生体試料の研究用資材、細胞測定機器などの製品及び商品の販売を行っております。

このような製品及び商品の販売については、顧客に引き渡した時点で当該製品及び商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

・研究受託サービス

研究受託サービスは、代理店を通じ大学等の研究機関等、製薬会社などに対して、iPS細胞遺伝子編集や各種分化誘導などの受託サービス、新薬候補化合物の創薬試験受託サービスを提供しております。

このような受託サービスについては、原則成果物の納品・検収された時点で収益を認識しております。なお、受託サービスのうち一部の契約に関しては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りはインプット法に基づいております。

(b) メディカル事業

メディカル事業は、臨床検査受託サービスと新型コロナウイルスPCR検査、郵送検査を実施しております。

・臨床検査受託サービス

臨床検査受託サービスは、臨床検査機関やクリニックなどに対して、HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスを提供しております。

HLAタイピング及び抗HLA抗体検査等の臨床検査受託サービスは、検査結果を納品した時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

・新型コロナウイルスPCR検査受託サービス

新型コロナウイルスPCR検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してPCR検査を提供しております。

新型コロナウイルスPCR検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

・郵送検査受託サービス

郵送検査については、個人顧客、法人顧客、契約クリニックに対してホルモンやたんぱく質等健康管理に役立つバイオマーカーの測定を提供しております。

郵送検査については、検査結果を顧客が確認できる状態になった時点で、支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたとして収益を認識しております。

### 3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当計算書類に与える影響はありません。

### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

関係会社投融資の評価

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|            | 当事業年度   |
|------------|---------|
| 関係会社株式     | 500,537 |
| 関係会社長期貸付金  | 189,520 |
| 関係会社長期未収入金 | 72,265  |
| 貸倒引当金      | △38,803 |
| 関係会社株式評価損  | 9,999   |
| 貸倒引当金繰入額   | 9,125   |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、子会社5社及び関連会社1社の株式、関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金を保有しております。

関係会社株式は市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としています。関係会社株式の実質価額が取得価額の50%以上下落するなど、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下していると判断される場合には、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか等を考慮したうえで、必要と認められる金額について減損処理を行っています。

また、関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金については、個別に回収可能性を勘案したうえで、財政状態の悪化等により回収不能と認められる場合には、貸倒引当金を計上することとしております。

なお、関係会社株式の実質価額の回復可能性、関係会社長期貸付金及び関係会社長期未収入金の回収可能性の判定に利用した将来の事業計画等は、受注状況や再生医療製品の将来における製品販売承認の取得可能性などの重要な仮定を置いて算定されており、不確実性を伴うため、市場環境の変化等により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、関係会社株式評価損や貸倒引当金の計上が必要になる場合があります。

### 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 10,400千円  |
| 短期金銭債務 | 27,092千円  |
| 長期金銭債権 | 261,785千円 |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 54,458千円

営業費用 214,752千円

営業取引以外の取引高 2,646千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 117,256株

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (単位：千円)

賞与引当金 3,390

未払事業税 6,996

資産除去債務 3,289

株式報酬費用 9,799

貸倒引当金 12,540

投資有価証券評価損 16,499

棚卸資産評価損 28,660

固定資産減損損失 21,994

繰越欠損金 786,621

関係会社株式評価損 1,819,498

其他有価証券評価損 24,313

その他 3,264

繰延税金資産小計 2,736,867

評価性引当額 △2,736,867

繰延税金資産合計 —

繰延税金負債 (単位：千円)

其他有価証券評価差額金 △35,206

繰延税金負債合計 △35,206

繰延税金負債の純額 △35,206

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額 91円29銭

(2) 1株当たりの当期純損失 3円29銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社リプロセル  
取締役会 御中

監査法人Bloom  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 中 塚 亨 ⑤  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 福 田 素 裕 ⑤  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リプロセルの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リプロセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社リプロセル

取締役会 御中

監査法人Bloom  
東京都千代田区

|             |       |     |       |
|-------------|-------|-----|-------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 中 塚 | 亨 ⑩   |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |       |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 福 田 | 素 裕 ⑩ |
| 業 務 執 行 社 員 |       |     |       |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リプロセルの2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人Bloomの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社リプロセル 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山 崎 暢 久 ⑩

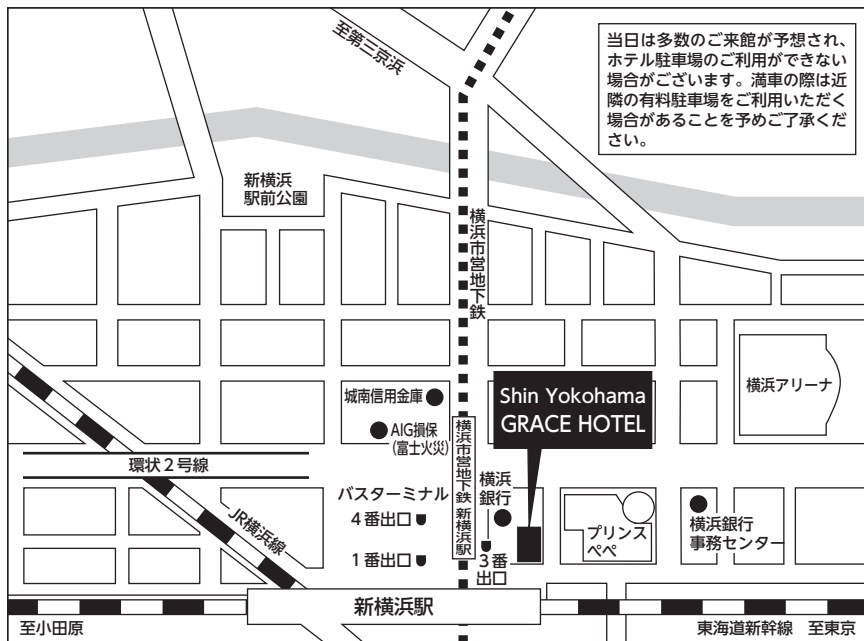
監 査 役（社外監査役） 串 田 隆 徳 ⑩

監 査 役（社外監査役） 村 井 良 行 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号  
新横浜グレイスホテル 7階 リディア  
TEL 045-474-5111



## ご利用いただく交通機関

J R各線・市営地下鉄・相鉄線・東急線 新横浜駅より徒歩3分

駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。